

最高裁秘書第2450号

令和元年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2301号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成9年7月16日付け最高裁総三第80号事務総長通達「交通切符制度による事件の受付に関する事務の取扱いについて」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

交通切符制度による事件の受付に関する事務の取扱いについて

平成9年7月16日総三第80号高等裁判所長官
地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

標記の事件の受付事務の能率化を図るため、平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）による受付手続の一部について、下記のような取扱いによっても差し支えありません。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 道路交通法違反被告事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反被告事件について

- (1) 受付分配通達記第2の3の定めにかかわらず、受付年月日と起訴状の年月日が同一のときは、受付日付の表示を省略する。
- (2) 受付分配通達記第2の5の定めにかかわらず、事件の番号のみを記入し、符号の記入及び取扱者の認印を省略する。

2 少年の道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件について

- (1) 受付分配通達記第2の3の定めにかかわらず、受付日付の表示については受付日付印（受付分配通達別紙様式第1）を用いない。
- (2) 受付分配通達記第2の5の定めにかかわらず、取扱者の認印を省略する。
- (3) 受付分配通達記第2の9の(3)の定めにかかわらず、取扱者の認印を省略し、また、受付日付の表示については転写用受付日付印（受付分配通達別紙様式第2）を用いない。

付 記

次に掲げる通達は、平成9年7月15日限り廃止する。

1 昭和37年10月30日付け最高裁訟一第185号高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長あて事務総長通達「道路交通法違反事件迅速処理のための事件の受付に関する事務の取扱いについて」

2 昭和38年3月28日付け最高裁訟一第62号高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長あて事務総長通達「交通切符が使用されている少年の道路交通法違反保護事件の受付に関する事務の取扱いについて」

3 昭和48年6月25日付け最高裁総三第44号高等裁判所長官、地方裁判所長あて事務総長通達「交通切符が使用される自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の受付に関する事務の取扱いについて」

4 昭和48年6月25日付け最高裁総三第45号高等裁判所長官、家庭裁判所長あて事務総長通達「交通切符が使用される自動車の保管場所の確保等に関する法律違反少年保護事件の受付に関する事務の取扱いについて」